

京都市告示第 258 号

母子保健法第 20 条第 5 項の規定により養育医療を担当させる指定を受けた医療機関から次のとおり変更及び指定辞退の届出がありました。

平成 22 年 10 月 21 日

京都市長 門川 大作

1 変更

	変更前	変更後
名称	身原病院	医療法人倅生会 身原病院
開設者	身原正一	身原正哉

2 辞退

名称	所在地
医療法人久遠会木戸医院	京都市中京区壬生高樋町 10 番地
社会福祉法人京都博愛会 富田病院	京都市北区小山下内河原町 56 番地
富田産婦人科病院	京都市中京区新町通三条上る町頭町 97 番地 1
今津産婦人科	京都市伏見区大阪町 606

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)